

年金請求書(国民年金遺族基礎年金)(別紙)

様式第110号

受付登録コード					
1	7	3	2	1	
入力処理コード					
6	3	0	0	4	0

注) 1. この請求書は、遺族基礎年金を受けることができる方が2人以上あるときにご使用ください。
2. この請求書は、請求書(様式第108号)に添えてご提出ください。

進	達	番	号	年金コード
				6 4

二次元
コード



死亡した方	①基礎年金番号								
	②生年月日	明	大	昭	平	令	年	月	日
	氏名	(フリガナ) (氏) (名)					性別	1. 男 2. 女	

○ のなかになんらかの必要事項をご記入ください。
(◆印欄には、なんにも記入しないでください。)
○ 黒インクのボールペンでご記入ください。
○ フリガナはカタカナでご記入ください。

*基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。

請求者	③個人番号(または基礎年金番号)						⑤別紙区分	⑥未保	⑦支保	⑧受数
	④生年月日	昭	平	令	年	月				
	⑨氏名	(フリガナ) (氏) (名)					⑩続柄	柄	性別	
	⑪住所の郵便番号	⑫住所	住所コード	(フリガナ)			3	◆	1. 男 2. 女	

年金送金先	⑭年金受取機関 ※		※1または2に○をつけ、希望する年金の受取口座を下欄に必ずご記入ください。 ※また、指定する口座が公金受取口座として登録済の場合は、左欄に記してください。		(フリガナ)	口座名義人氏名
	1. 金融機関(ゆうちょ銀行を除く)					
	2. ゆうちょ銀行(郵便局)					
	<input type="checkbox"/> 公金受取口座として登録済の口座を指定					

金融機関	⑮金融機関コード	⑯支店コード	(フリガナ)	銀行 信託 農協 信連 漁協	(フリガナ)	本支店出張所本支店	⑰預金種別	⑱口座番号(左詰めで記入)
ゆうちょ銀行	⑲貯金通帳の口座番号		金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄		* 請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。			
	記号(左詰めで記入)	番号(右詰めで記入)						

* 通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、口座番号の面)を添付する場合は公金受取口座を指定する場合、証明は不要です。

加算額の対象者	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	⑳生年月日	平	令	年	月	日	障害の状態にある・ない	◆⑩診
	個人番号									
	氏名	(フリガナ) (氏) (名)	㉑生年月日	平	令	年	月	日	障害の状態にある・ない	◆⑩診

18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子

* 3人目以降は余白等にご記入ください。

㊦ あなたは、現在、公的年金制度（記入上の注意4参照）から年金を受けていますか。○で囲んでください。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中	制度名（共済組合名等）	年金の種類
----------	-----------	--------	-------------	-------

受けていると答えた方は、下欄に必要事項をご記入ください（年月日は支給を受けることになった年月日をご記入ください）。

制度名（共済組合名等）	年金の種類	年 月 日	年金証書の年金コードまたは記号番号等
		. .	
		. .	
		. .	

㉒ 年金コードまたは共済組合コード・年金種別			
1			
2			
3			
㉓ 他年金種別			

※「年金の種類」とは、老齢または退職、障害、遺族をいいます。
 ※「受けている」には、全額支給停止になっている年金がある場合も含まれます。

上 外	㉔ 傷 病 名	㉕ 診 断 書	㉖ 有 年 数	㉗ 有 年	第三者行為
上 外 1 2				元号	

㉘ 受給権発生年月日	㉙ 停止事由	㉚ 停 止 期 間	㉛ 条 文	㉜ 失権事由	㉝ 失 権 年 月 日
元号 年 月 日		元号 年 月 元号 年 月	0 1 3 7 0 0 1		年 月 日

㉞ 時効区分	
--------	--

◆終了表示	E	送信
-------	---	----

入力処理コード
6 3 0 8 0 0

㉟ 進 達 課 所	㊱ 進 達 番 号	㊲ 生 年 月 日	年金種別
		明・大・昭・平・令 1 3 5 7 9 年 月 日	遺 族 64

完了処理	㊳ 完了表示	1 完 了
------	--------	-------

記入上の注意

1. ②④⑯の元号は、該当する文字を○で囲んでください。生年月日は、たとえば平成25年1月6日
生まれの場合は、

明	大	昭	○	令	年	月	日			
1	3	5	7	9	2	5	0	1	0	6

のようにご記入ください。

2. ⑦は、「金融機関」または「ゆうちょ銀行（郵便局）」のいずれか一方を正しい名称でご記入ください。

金融機関の「銀行・金庫・信組・農協・信連・信漁連・漁協」および「本店・支店・出張所・本所・支所」は該当する文字を○で囲んでください。

「口座番号」は、本人名義の普通預金または当座預金の口座を指定し、金融機関から証明を受けてください。

なお、年金事務所等の窓口へ直接預金通帳を持参される方、預金通帳のコピー（金融機関名、支店（支所）名、口座名義人フリガナ、口座番号等が記載されている面）を添付される方または公金受取口座を指定される方は、金融機関の証明は必要ありません。

「貯金通帳の口座番号」は、本人名義の記号番号を記入し、ゆうちょ銀行（郵便局）から証明を受けてください。

なお、年金事務所等の窓口へ直接貯金通帳を持参される方、貯金通帳のコピー（通帳の記号番号、氏名等が記載されている面）を添付される方または公金受取口座を指定される方は、ゆうちょ銀行（郵便局）の証明は必要ありません。

3. ④の加算額の対象者は、この年金請求書の請求者以外の18歳到達日以降の最初の3月31日までの間にある子および国民年金法施行令別表に定める1級または2級の障害の状態にある20歳未満の子についてご記入ください。
4. ⑭の「公的年金制度」とは、つぎに示すものです。

- ア. 国民年金法 イ. 厚生年金保険法 ウ. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く）
エ. 国家公務員共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）
オ. 地方公務員等共済組合法（昭和61年4月前の長期給付に関する施行法を含む）
カ. 私立学校教職員共済法 キ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法

5. ③欄にマイナンバーを記入したときは、生年月日に関する書類の添付が不要となる場合があります。また、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。ただし、住民票の住所以外にお住まいの方など、住所変更の届出が必要となる場合があります。
6. ③欄にマイナンバーを記入したときは、記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。

※加算額の対象者については、番号確認および身元（実存）確認書類は必要ありません。

【窓口で提出される場合】

下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）または（2）の⑦と①1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

下記（1）マイナンバーカード（個人番号カード）の両面のコピーまたは（2）の⑦と①1種類ずつのコピーを添付してください。

（1）マイナンバーカード（個人番号カード）

※番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されています。

（2）以下の2種類（⑦と①1種類ずつ）

⑦マイナンバーが記載されている書類から1種類

住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

①身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※上記①以外の身元（実存）確認できる書類については、年金事務所にお問い合わせください。

7. ご記入いただいていない場合であっても、ご提出いただいた住民票情報等を基に、マイナンバー法に基づき、マイナンバーを登録させていただきます。登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更届等の提出が原則不要となります。

「公金受取口座」について（年金受取口座として公金受取口座を利用する場合）

- 公金受取口座登録制度とは
 - 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座とし、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
 - 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。
詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

- 年金受取口座として公金受取口座を利用する場合の注意点
 - **公金受取口座の登録口座を変更しても、年金の受取口座は変更されません。**
 - 年金の受取口座を変更する場合には、公金受取口座の変更手続きとは別に「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
 - また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。